

【介護福祉サービス】令和7年度特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算並びに特定事業所加算(V)の対象地域

地区	市町村名	特定農山村 ①	過疎地域 ②	辺地 ③	豪雪地帯 ④	振興山村 ⑤	⑥
		旧市町村	旧市町村			旧市町村	
県央	宇都宮市			高間木			
県西	鹿沼市	加蘇村 西大芦村 板荷村 栗野町 永野村 粕尾村 清洲村		西大芦、入・中栗野、上・中粕尾、上永野、上久我		加蘇村 西大芦村 板荷村 栗野町 永野村 粕尾村	厚生労働省が定める特別居住介護サービス等の支給に係る離島その他の地域の基準第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域 鹿沼市深程の区域
	日光市	日光町 小来川村 足尾町 栗山村 藤原町 藤三依村	日光市、足尾町、栗山村、藤原町	湯元、南小来川、宮小来川、東小来川、中小来川、西小来川、滝ヶ原、中三依、独鉾沢、高原、川治温泉川治、横川・上三依、川治温泉高原、上栗山、野門・若間、川俣、日向	日光市(ただし、平成18年3月20日合併前の旧・日光市、塩谷郡 旧・栗山村、藤原町。他の地域は無指定)	日光町 小来川村 足尾町 栗山村 藤原町 藤三依村	
県東	茂木町	全域	全域	青梅・松山、山内、太田、黒田・生井、深沢、福手、河又、竹原、入郷、小貴、九石		逆川村	
	市貝町			塩田・見上・竹内			
県南	栃木市			出流町		真名子村	
県北	塩谷町	玉生村	全域	上沢、西古屋、喜佐見		玉生村	
	大田原市	須賀川村	湯津上村 黒羽町	大神、川田、須賀川、亀久、北滝、片田矢倉、寒井、両郷、木佐美、雲岩寺、川上南方、藤沢、福原、片府田		須賀川村 両郷村	
	那須塩原市	高林村 塩原町 箒根村		小結、西岩崎、上の原	那須塩原市(ただし、平成17年1月1日合併前の旧・黒磯市、塩谷郡 旧・塩原町。他の地域は無指定)	高林村 塩原町	
	那須町	伊王野村		室野井、遅山、大沢、中原、夕狩、千振、成沢、寄居、横岡、梓、大和須、高津	全域	伊王野村 芦野町	
	矢板市					泉村	
	さくら市			上河戸、下河戸北、下河戸南、穂積、鶯宿、小入、南和田、松島、鍛冶ヶ澤、桜ヶ丘			
	那須烏山市		全域	曲畑、川戸・四斗藤、曲田、志島上、小志島、八ヶ代、三箇上、上川井、小白井、志島中、輪之内、西野、志島下			
那珂川町	大内村 大山田村	全域	上組、立野、広瀬		大内村 大山田村		
安定	佐野市	野上村 飛駒村 三好村 新合村 沼沼村 水室村 常盤村 葛生町		飛駒、白岩・作原、氷室、梅園・閑馬・下彦間、御神楽・長谷場、仙波、牧		野上村 飛駒村 水室村	
合計		9市町村(30地域)	6市町(10地域)	14市町村98辺地	3市町(6地域)	11市町村(27地域)	

「中山間地域等における小規模事業所の評価」の対象となる地域(10%加算)	特別地域加算(15%)
「中山間地域等に居住する者にサービス提供した事業所の評価」の対象となる地域(実施地域外5%加算)、特定事業所加算V(実施地域内3%)	

【根拠法令】

- ①:特定農山村法、②:過疎地域自立促進特別措置法、③:辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、④:豪雪地帯対策特別措置法、⑤:山村振興法

◆ 「中山間地域等における小規模事業所の評価」の対象となる地域

⇒ 表中、①・②・③・④に該当する地域(⑤・⑥に該当する地域を除く)

(注)表中、⑤・⑥の地域は、訪問介護事業所における特別地域訪問介護加算の算定対象(訪問看護、訪問入浴等においても同様)となる地域である。

◆ 「中山間地域等に居住する者にサービス提供した事業所の評価」の対象となる地域

⇒ 表中、①～⑤に該当する地域

※ 各法令による指定等の現在の詳細については、各市町へ確認してください。

※ 以下の算定している事業所は、特定事業所加算Vは算定できません。

- ・特別地域訪問介護加算
- ・中山間地域等における小規模事業所加算
- ・中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算